

# 中間市学校施設再編基本計画

令和4年4月

中間市教育委員会



## ○目次

### 第一章 計画の策定

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけと期間
- 3 計画の背景

### 第二章 計画の目標

- 1 教育環境の改善
- 2 より良い教育を実践していくための目標

### 第三章 基本計画案

- 1 地域の実情に適した将来に渡って持続可能な学校規模案
- 2 地域の実情に適した学校施設の配置

### 第四章 実施体制と学校施設再編までのスケジュール

- 1 実施体制（開校準備協議会の設置）
- 2 学校施設再編までのスケジュール

### 第五章 学校施設再編の実施に向けた方策

- 1 課題に対する検討

## ○資料編

- 1 学校施設の状況
- 2 小中学校位置図
- 3 中間市学校施設再編基本計画策定委員会設置要綱

## ○別冊資料

市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果

## 第一章 計画の策定

### 1 計画策定の趣旨

中間市は、令和元年度に「中間市第四次総合計画 実施計画（令和元年度～令和3年度）」を策定し、次世代を担う教育の充実を実現するため、「人を育むスポーツと文化の都市づくり」を基本目標に、教育・文化政策に取り組んでいます。中間市の学校施設は、高度経済成長とこれに伴う人口の急激な増加により整備がすすめられ、小学校が6校、中学校が4校設置されています。これらの学校施設のほとんどは、建築年数が40年以上を経過しており、建物の老朽化が進み、大規模改修や建て替えが必要な時期に差し掛かっています。

一方で、中間市の小中学校に通学する、また通学を控えている年少人口（0～14歳）は、ピークだった昭和60年ごろに比べ40%程度にまで減少しています。単学級や小規模校化が続く学校も生じており、学級編成や部活動、安全な通学体制の維持などに影響を及ぼしています。

さらに、近年のわが国の経済状況は低迷しているうえ、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少など、中間市を取り巻く財政状況は極めて厳しいと言えます。

このような中、平成28年度に中間市では、公共施設全体の現状と課題を踏まえ、中間市の公共施設の適正配置と有効活用の方向性を明確にし、今後の公共施設のあり方についての基本方針を示すことを目的として、「中間市公共施設等総合管理計画」を策定しました。これを受け、中長期的な視点から学校施設に求められる機能や役割を考慮しながら、長寿命化改修や建て替えといった方向性、優先順位を設定し、子供たちを取り巻く教育環境の充実や安全性の確保などを目的とした「中間市学校施設長寿命化計画」を策定し、将来に向けた整備計画を示しました。

これらの上位計画の趣旨を踏まえ、本基本計画は、地域の実情に適した将来に渡って持続可能な学級数を確保できる学校規模を目指し、子供たちに最適な教育環境を整備、充実させることができ、かつ教育の質の向上につながるような将来の学校のあり方を示すことを目的に策定しました。

### 2 計画の位置づけと期間

#### （1）計画の位置づけ

本計画は、「中間市公共施設等総合管理計画」やその個別計画として位置づけられる「中間市学校施設長寿命化計画」の趣旨を踏まえ、学校規模の適正化を図り、中間市が目指す将来の学校のあり方を実現することを目的とした計画です。

○中間市公共施設等総合管理計画

学校施設に関する内容	
第2章 中間市の公共施設の実態	
<p><b>【状況】</b>                  学校施設は小学校6校、中学校4校の計10校がある。学校施設には昭和56年以前の旧耐震の建築物が多く含まれるが、文部科学省による学校施設の耐震化の推進により、必要な施設の耐震化への対応が完了している。</p>	<p><b>【課題】</b>                  少子化による児童・生徒数の減少に伴う余裕教室等の発生が予想され、将来的な施設の有効利用の方策等について検討が必要である。                  将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等を踏まえ、小学校、中学校の通学区の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を検討する。                  学校施設の更新及び大規模改修時に、学校区域施設である学童保育所や地域コミュニティ施設等との複合化を検討する。</p>
第6章 類型別施設マネジメント方針	
<p><b>【学校教育系施設】</b>                  ・将来の児童・生徒数、現在の整備位置及び国が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、統廃合、小・中一貫校の設立、建替え時の規模縮小等による縮減を検討する。                  ・個別計画を策定し、計画に沿って改修・統廃合の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた実施時期を明確にする。</p>	

○中間市学校施設長寿命化計画

<p>中長期的な視点で、施設整備に要するライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、児童生徒の安全性の確保や適正な教育環境の充実を図ることを目的として策定</p>
<p>学校施設の劣化状況を調査した結果、築40年以上の建物の老朽化が進んでおり、ほとんどの学校が早急に対応する必要があることが判明した。一方で、中間北小学校と中間南中学校は、比較的健全度が高かった。</p> <p>現状の学校施設の規模や配置を維持すると仮定し、今後10年間の事業計画の試算を行った。全ての学校施設を長寿命化改修すると事業費は高額となる。対して、長寿命化改修を築40年を迎える建物に限定し、築40年を経過した建物については部位修繕をとした場合、今後10年間の事業費は抑えることができるが、事業計画終了後、部位修繕で対応した建物の劣化状況が進み、結果的には改修をしなければならないため、11年目以降は事業費がかかり、総事業費が高くなるという結果となった。</p> <p>これを踏まえ、「中間市学校施設再編基本計画」の内容を考慮しながら、学校施設の適正規模化を目指す。</p>

(2) 計画の期間

本計画の有効期間は、新小中学校が開校するまでの期間とします。

### 3 計画の背景

#### (1) 中間市の人口

中間市では、最盛期には5万人を超えていた人口が、平成2年の国勢調査で5万人を割り、令和2年国勢調査の結果では40,362人となり、今なお減少傾向が続いています。

単位：世帯、人

中間市	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
15歳未満	10,675	8,609	7,443	6,452	5,720	5,122	4,616	4,405
15～64歳	34,307	33,835	33,330	31,279	29,008	25,915	22,489	20,583
65歳以上	5,312	6,724	8,579	10,298	11,832	13,124	14,585	15,106
不詳	0	48	1	3	0	49	106	268
総人口	50,294	49,216	49,353	48,032	46,560	44,210	41,796	40,362
世帯数	15,716	16,149	16,924	17,576	17,880	17,801	17,414	17,369
1世帯当人員	3.20	3.05	2.92	2.73	2.60	2.48	2.40	2.32

資料：国勢調査

参照：中間市学校施設長寿命化計画

#### (2) 小中学校児童生徒数

令和3年の小中学校に在籍する児童生徒の数は2,735人、10年前の平成23年の3,151人に比べ、416人減少しています。

単位：人、クラス

年次	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
底井野 小学校	学級数	7	8	8	8	8	8	8	8	9	9
	児童数	188	173	150	139	127	131	139	154	169	171
中間東 小学校	学級数	20	21	22	22	22	21	21	21	21	19
	児童数	539	523	503	494	489	496	493	491	469	458
中間 小学校	学級数	14	14	14	14	15	13	13	13	12	10
	児童数	296	284	267	263	259	254	243	229	218	209
中間北 小学校	学級数	14	14	14	15	14	14	14	15	16	16
	児童数	303	312	298	293	272	279	274	282	297	294
中間南 小学校	学級数	19	17	18	19	18	18	20	20	19	18
	児童数	458	445	457	468	464	480	470	483	452	446
中間西 小学校	学級数	13	14	14	13	13	13	14	14	14	13
	児童数	298	291	285	282	298	292	302	286	280	276
合計	学級数	87	88	90	91	90	88	90	91	90	86
	児童数	2,082	2,028	1,960	1,939	1,909	1,932	1,921	1,925	1,885	1,854

単位：人、クラス

年次	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
中間 中学校	学級数	10	8	10	9	10	10	9	8	8	8
	生徒数	254	239	243	233	228	208	192	169	149	157
中間北 中学校	学級数	8	7	7	8	8	8	7	7	7	7
	生徒数	152	130	133	129	138	139	141	130	119	115
中間東 中学校	学級数	13	14	14	14	15	13	12	12	13	14
	生徒数	379	410	405	411	405	388	361	346	356	355
中間南 中学校	学級数	11	12	12	12	11	11	11	11	12	12
	生徒数	284	276	295	282	279	269	278	273	296	276
合計	学級数	42	41	43	43	44	42	41	39	40	41
	生徒数	1,069	1,055	1,076	1,055	1,050	1,004	972	918	920	903

資料：学校基本調査（学級数に研究指定又は弾力的運用を含む。）

(3) 小中学校児童生徒数の将来推計

中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口予測と独自計算による3つの将来人口予測を行っています。

本基本計画においては、中間市学校施設長寿命化計画の児童生徒数の将来推計と整合性を図り、各種施策の実施や出生率の改善などを考慮に入れたパターン（イ）の推計値を基に、各小中学校別の児童生徒数を算出いたします。

総人口

単位：人

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研	44,210	41,675	39,170	36,481	33,703	30,930	28,248	25,747	23,490	21,408	19,425
パターン（ア）	44,210	41,661	39,650	37,932	36,513	35,042	33,665	32,518	31,701	31,151	30,797
パターン（イ）	44,210	41,661	39,215	37,245	35,251	33,245	31,303	29,510	27,979	26,633	25,372
パターン（ウ）	44,210	41,661	39,288	36,822	34,374	31,984	29,730	27,694	25,947	24,419	23,026

資料：「中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

独自計算による3つの将来予測

パターン（ア）：合計特殊出生率上昇（2030年に2.1）＋人口移動率上昇

- 合計特殊出生率の上昇  
合計特殊出生率を2020年に1.5、2025年に1.8（※）、2030年に2.1（※）に上昇させ、2030年以降2.1を維持する。  
※福岡県「子育てに関する県民意識調査」（2014.3）での県民の希望する子ども数に基づく出生率
- 人口移動の上昇  
各種施策により転出超過の状況を改善し、2025年には転出数と転入数を同数とし、その後、段階的に転入超過へと改善を行う。

パターン（イ）：合計特殊出生率段階的上昇（2040年に1.8）＋人口移動率均衡

- 合計特殊出生率の上昇  
合計特殊出生率を段階的（2015年 1.4、2020年 1.45、2025年 1.5、2030年 1.6、2035年 1.7）に上昇し2040年に1.8とし、2040年以降1.8を維持する。
- 人口移動均衡  
各種施策により転出超過の状況を改善し、10年後の2025年には転出数と転入数を同数（移動0）にする。

パターン（ウ）：合計特殊出生率段階的上昇（2060年に1.8）＋人口移動率段階的改善

- 合計特殊出生率の上昇  
合計特殊出生率を段階的に上昇し2060年に1.8とする。
- 人口移動率の段階的改善  
各種施策により転出超過の状況を2060年まで段階的に改善する。

2020年国勢調査確報値 40,362人

2021年学校基本調査(5月1日現在)児童数1,788人、生徒数947人

年次	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	44,210	41,661	39,214	37,245	35,251	33,245	31,303	29,510	27,979	26,633	25,372
年少人口(15歳未満)	5,124	4,627	4,207	3,900	3,774	3,774	3,822	3,769	3,634	3,430	3,266
児童数(6～11歳)	2,126	1,920	1,746	1,619	1,566	1,566	1,586	1,564	1,508	1,423	1,355
生徒数(12～14歳)	1,132	1,023	930	862	834	834	845	833	803	758	722
児童生徒数計	3,258	2,943	2,676	2,481	2,400	2,400	2,431	2,397	2,311	2,181	2,077
底井野小学校	174	157	143	132	128	128	130	128	123	116	111
中間東小学校	543	491	446	414	400	400	405	400	385	364	346
中間小学校	275	249	226	210	203	203	205	202	195	184	175
中間北小学校	317	286	260	241	233	233	236	233	225	212	202
中間南小学校	502	453	412	382	370	370	374	369	356	336	320
中間西小学校	315	284	259	240	232	232	235	232	223	211	201
小学校計	2,126	1,920	1,746	1,619	1,566	1,566	1,585	1,564	1,507	1,423	1,355
中間中学校	234	212	193	178	173	173	175	172	166	157	149
中間北中学校	151	137	124	115	111	111	113	111	107	101	96
中間東中学校	428	386	351	326	315	315	319	315	303	286	273
中間南中学校	319	288	262	243	235	235	238	235	226	213	203
中学校計	1,132	1,023	930	862	834	834	845	833	802	757	721

※端数調整及び按分により合計値が合わない場合があります。  
2010年総人口は、国勢調査確報値です。  
2015年～2060年総人口は、推計値です。

## 第二章 計画の目標

### 1 教育環境の改善

平成 27 年度に策定した「中間市教育大綱」では、「次世代を担う教育の実現～人を育むスポーツと文化の元気なまちづくり～」を基本理念に、次の 3 つの基本方針を定めています。

#### 個を生かす学校教育の充実による確かな学力の育成

- ・個に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善を行い、児童生徒の学力の向上及び定着を図ります。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実・深化に努めます。
- ・安全で個性や能力を活かす教育環境づくりのため、学校施設の整備を進め、学校教育の充実を図ります。

#### 豊かな心と健やかな体の育成

- ・児童生徒の豊かな心を育成するため、道徳教育の充実、人権教育の推進に努めます。
- ・児童生徒の健やかな成長と人格の形成を目指し、家庭・地域社会と密接な連携による生徒指導の充実を図り、信頼される学校づくりの推進に努めます。
- ・児童生徒の健康・体力の増進のため、健康教育及び食育の充実と体力づくりの推進に努めます。

#### 生涯学習を推進し、いきいきと楽しく、心ふれあう学びの社会の実現

～以下省略～

しかし、人口減少化、超高齢化、少子化、情報通信技術の発展、グローバル化の進展などの社会情勢の影響を大きく受ける中間市では、教育行政の観点から次のような課題を有しています。

- ・安全・快適な学校施設の環境の向上
- ・児童生徒の減少に伴う適正な学校の再編
- ・社会の情報化、国際化に対応した教育機器・教材の拡充
- ・児童生徒の生活空間としての施設の充実
- ・地域コミュニティ施設としての活用の場の充実

本基本計画は、学校施設の再編によって、学校規模の適正化を図ることで教育環境の改善やこれらの課題を解決し、理想的な学校教育を実現することを目的としています。また、教員定数は学級数の増加に応じて累進的に増える仕組みになっていることから、小規模校の適正規模校化・大規模校化は、学習指導や児童生徒指導をより充実させることが期待されます。

#### 教育環境の改善によって期待される主な効果

- ・小規模校で懸念される人間関係の固定化のクラス替えによる解消
- ・新たな出会いの広がりや豊かな人間関係の形成
- ・多様な集団形成の拡充
- ・カリキュラムの拡大
- ・部活動の選択肢や活動内容の拡充

#### 教員定数の増加によって期待される主な効果

- ・教科担任の複数配置の充実
- ・児童生徒指導上の問題への組織的指導体制の強化
- ・経験、教科、特性などの面でバランスが取れた教員配置
- ・習熟度別学習やティーム・ティーチング等の多様な学習形態の実現
- ・多数の教員の視点による子供の特性や能力の多面的支援

## 2 より良い教育を実践していくための目標

より良い学校教育の実現のため、学校施設の再編だけでなく、義務教育組織や地域風土、人材活用などの面においても環境の整備や改善を行います。

### (1) 確かな学力の育成

児童生徒の学力の定着・向上のために、学ぶ意欲を高め、基礎的基本的な知識及び技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力を育てる学習指導の充実を図ります。

### (2) 豊かな心の育成

児童生徒の豊かな心の育成のために、道徳教育及び人権教育の充実を通して児童生徒の道徳性を養い、自尊感情を高めるとともに、積極的な生徒指導の充実を図り、いじめを生まない学校づくりの推進に努めます。

### (3) 健やかな体の育成

児童生徒の健康・体力の増進のため、健康教育及び食育の充実と体力づくりの推進に努めます。

### (4) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実・深化に努めます。

### (5) 信頼される学校づくり

信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員の専門的な知識、技能等の実践的指導力を高めるため、研修の充実を図ります。

### 第三章 基本計画案

#### 1 地域の実情に適した将来に渡って持続可能な学校規模案

本基本計画では、将来に渡って持続可能な学級数を 2040 年でも維持できる学校の整備・再編を目指し、市内小中学校 10 校のあり方を検討したものです。

##### (1) 将来に渡って持続可能な学校規模の基本的な考え方

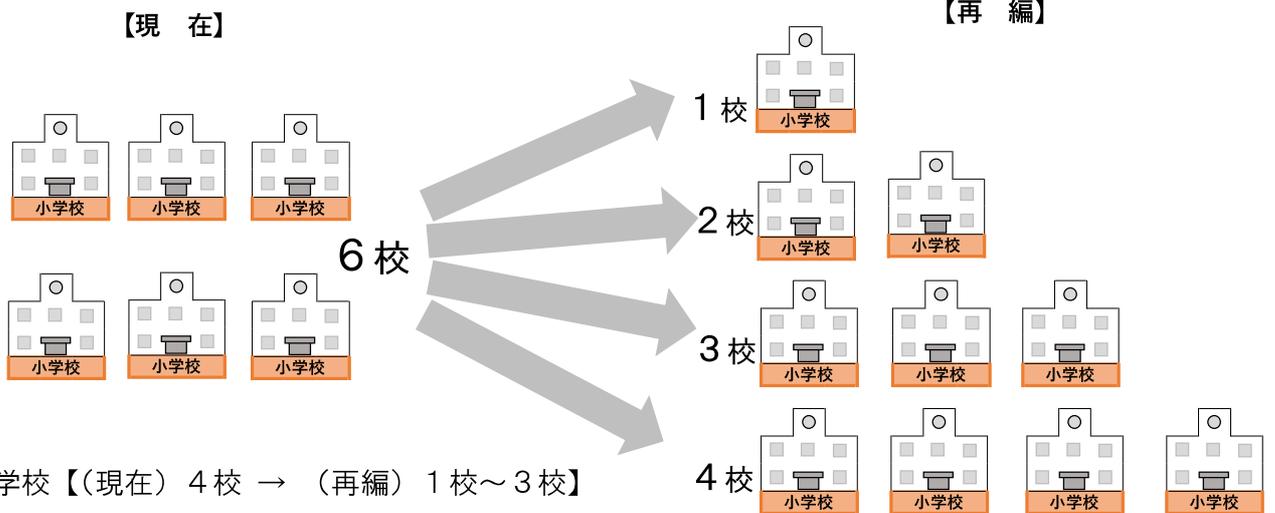
将来に渡って持続可能な学校規模の基本的な考え方として、以下の 6 項目を重視し、限りある財源を子供たちの学び、生活を支えるハード面（施設整備）とソフト面（人員）に集中させ、寄り添った教育ができる環境の中で、教育の質の向上を図ることができる将来に渡って持続可能な学級数を確保できる学校規模を目指します。

①	将来（※2040年）に渡って持続可能な学級数を確保できる学校規模
②	きめ細やかな指導ができ、学年全体で子供をみるための教員を適正に配置できる学校規模
③	特別支援学級の子供たちや不登校、登校時間に来られない子供たちにきめ細やかな指導や支援ができる学校規模
④	学年全体で生徒に寄り添い、手厚い教育ができる中学校1学年の学級数が3学級から4学級を確保できる学校規模
⑤	限りある財源を子供たちの学びや生活に集中させ、活動の幅を広げることができる学校規模
⑥	子供たちの安全安心な登下校を第一に考えた通学区域、通学方法を検討できる学校規模

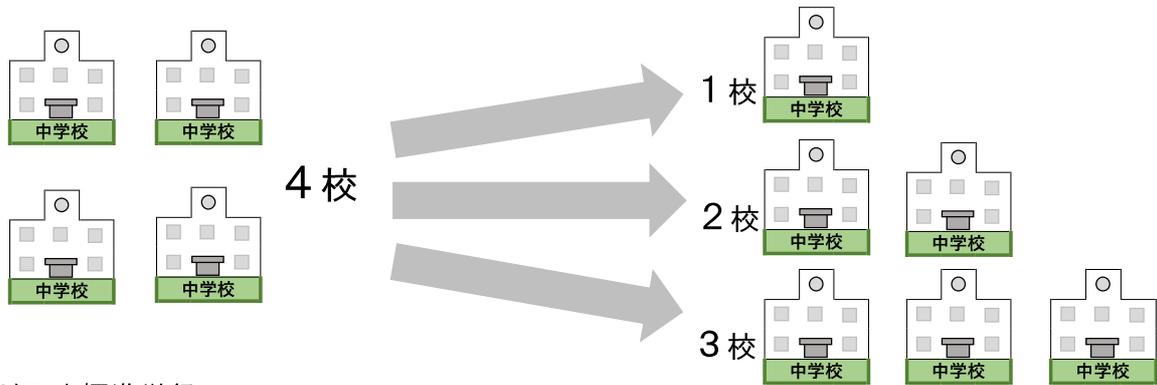
##### (2) 学校規模の検討

学校規模の検討に当たっては、現在の小学校 6 校を 1 校から 4 校、中学校 4 校を 1 校から 3 校への再編を念頭に、国が示す標準学級や児童生徒数の将来推計、教員アンケート調査結果、将来の学校数からみた学校規模や建設費用、維持管理費などを整理し、本市の将来の学校のあり方としての小中学校の組み合わせ案を検討します。

■小学校【(現在) 6校 → (再編) 1校～4校】



■中学校【(現在) 4校 → (再編) 1校～3校】



■国が示す標準学級

	小規模	適正規模	大規模
小学校	11学級以下	12学級以上18学級以下 460人～690人	19学級以上30学級以下
1学年あたり	2学級未満	2学級以上3学級以下 1年・2年 70人～105人 3年～6年 80人～120人	4学級以上5学級以下
中学校	11学級以下	12学級以上18学級以下 480人～720人	19学級以上30学級以下
1学年あたり	4学級未満	4学級以上6学級以下 160人～240人	7学級以上10学級以下

国が示す学年ごとの学級人数 (令和3年度)

	小学校	中学校
1年	35	40
2年	35	40
3年	40	40
4年	40	
5年	40	
6年	40	

※学校教育法施行規則にて地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないとされています。

2020年国勢調査確報値 40,362人

■児童生徒数の将来推計

2021年学校基本調査(5月1日現在)児童数1,788人、生徒数947人

年次	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	44,210	41,661	39,214	37,245	35,251	33,245	31,303	29,510	27,979	26,633	25,372
年少人口(15歳未満)	5,124	4,627	4,207	3,900	3,774	3,774	3,822	3,769	3,634	3,430	3,266
児童数(6～11歳)	2,126	1,920	1,746	1,619	1,566	1,566	1,586	1,564	1,508	1,423	1,355
生徒数(12～14歳)	1,132	1,023	930	862	834	834	845	833	803	758	722
児童生徒数計	3,258	2,943	2,676	2,481	2,400	2,400	2,431	2,397	2,311	2,181	2,077

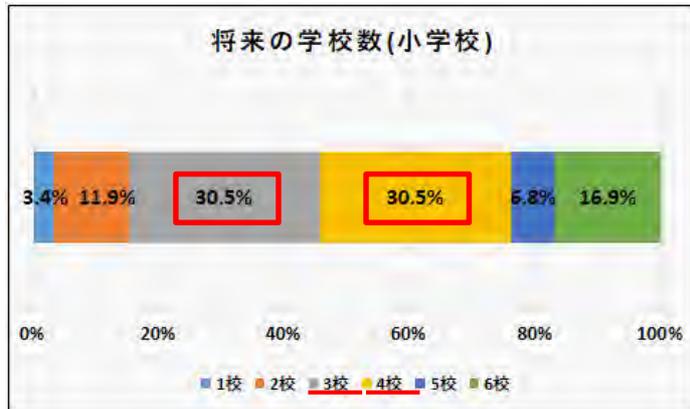
単位：人

資料：中間市学校施設長寿命化計画(パターンⅡ：合計特殊出生率段階の上昇(2040年1.8+人口移動率均等から推計))  
2010年総人口は国勢調査確報値、2015年～2060年総人口は推計値

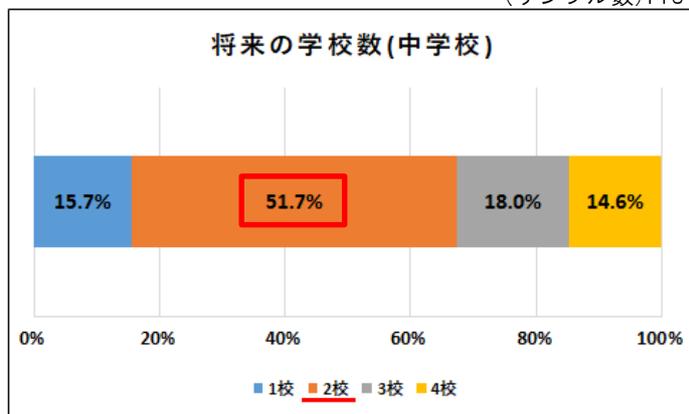
■市内小中学校施設等の現状把握に向けた教員アンケート調査結果（抜粋）

【令和3年5月18日から6月4日に実施 校長、教頭、主幹・指導教諭、教諭、助教諭、講師（非常勤講師を除く）対象者228名】

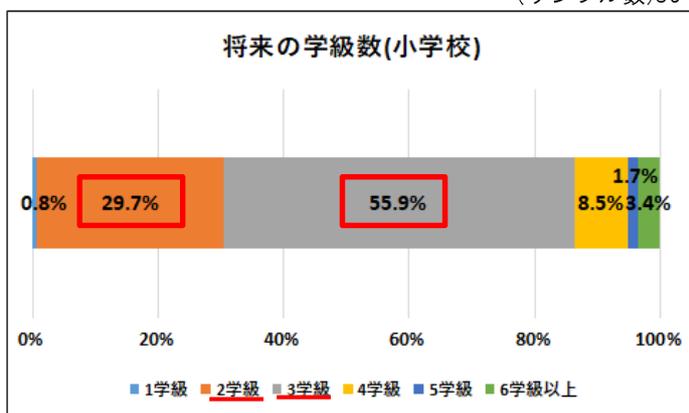
※2040年の児童数は約1,000人、生徒数は約500人と推計。ほとんどの学校施設で建設後40年を経過し、老朽化していることを前提としています。



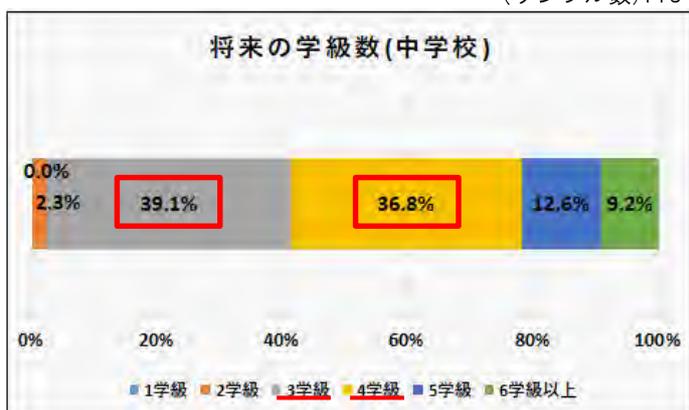
(サンプル数)118



(サンプル数)89



(サンプル数)118



(サンプル数)87

(設問)

今後の少子化を見据え、将来の小学校及び中学校の学校数、そして学級数はどのくらいが望ましいと考えますか。

小学校では「3校」と「4校」が30.5%と最も割合が高い。

中学校では「2校」の割合が51.7%と最も割合が高い。

1学年当たりの学級数について、小学校では「3学級」が55.9%と割合が最も高く、続いて「2学級」が29.7%となっている。

1学年当たりの学級数について、中学校では「3学級」が39.1%と割合が最も高くなっており、続いて「4学級」が36.8%となっている。

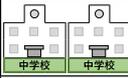
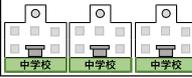
■将来の学校数(小学校1校から4校)からみた学校規模

将来の学校数 (小学校)	1校あたりの児童数(人) ※2021年学校基本調査から算出			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照
	児童数計	通常学級	特別支援学級				
1 	1,788	1,692	96	49	12	65	過大規模校
2 	894	846	48	25	6	35	大規模校
3 	596	564	32	17	4	23	適正規模校
4 	447	423	24	13	3	18	適正規模校

将来の学校数 (小学校)	1校あたりの児童数(人) ※2040年推計値から算出			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照
	児童数計	通常学級	特別支援学級				
1 	1,586	1,501	85	43	11	58	過大規模校
2 	793	750	43	22	6	31	大規模校
3 	529	500	29	15	4	21	適正規模校
4 	397	375	22	11	3	15	小規模校

■将来の学校数(中学校1校から3校)からみた学校規模

将来の学校数 (中学校)	1校あたりの生徒数(人) ※2021年学校基本調査から算出			1校あたりの 通常学級 ※1学級40人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照
	生徒数計	通常学級	特別支援学級				
1 	947	903	44	23	6	45	大規模校
2 	474	452	22	12	3	22	適正規模校
3 	316	301	15	8	2	16	小規模校

将来の学校数 (中学校)	1校あたりの生徒数(人) ※2040年推計値から算出			1校あたりの 通常学級 ※1学級40人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照
	生徒数計	通常学級	特別支援学級				
1 	845	806	39	21	5	39	大規模校
2 	423	403	20	11	3	20	小規模校
3 	282	269	13	7	2	14	小規模校

※1校あたりの児童生徒数は、各年の児童生徒数を校数で除して算出。

※2040年の特別支援学級の児童生徒数は、2021年の学校基本調査の児童生徒数の割合から算出。

※1校あたりの学級数は、小学校は1学級35人、中学校は1学級40人で除して算出。

※1校あたりの教員数は、学校規模別教員定数算定基礎表から算出。校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、事務職員を含まないため、実際の教員数とは一致しません。

■将来の学校数（小学校1校から4校）からみた建設費用及び年間の維持管理費

将来の学校数 (小学校)	1校あたりの必要面積(m <sup>2</sup> )					将来の学校数のごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の児童数から算出した学級数にて算出		
	計	校舎	体育館	運動場	武道場	新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
1校 	23,022	14,607	1,215	7,200	0	43.5	26.1	999
2校 ※2校分 	16,933	8,518	1,215	7,200	0	53.6	32.2	1,470
3校 ※3校分 	13,651	6,476	1,215	5,960	0	63.3	38.1	1,776
4校 ※4校分 	11,080	5,395	1,215	4,470	0	72.8	43.6	1,924

■将来の学校数（中学校1校から3校）からみた建設費用及び年間の維持管理費

将来の学校数 (中学校)	1校あたりの必要面積(m <sup>2</sup> )					将来の学校数のごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の生徒数から算出した学級数にて算出		
	計	校舎	体育館	運動場	武道場	新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
1校 	19,361	9,040	1,476	8,400	445	30.1	18.1	420
2校 ※2校分 	13,747	6,224	1,138	5,940	445	43	25.8	596
3校 ※3校分 	10,545	4,602	1,138	4,360	445	51	30.6	687

※建設費用及び維持管理費はそれぞれの校数の合計値。

※維持管理費は新学校の必要面積から算出。

■建設費用及び年間の維持管理費の算出根拠

○校舎・体育館の必要面積（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

小学校	学級数	面積の計算方法 (m <sup>2</sup> )	中学校	学級数	面積の計算方法 (m <sup>2</sup> )
		1~2		769+279×(学級数-1)	
	3~5	1,326+381×(学級数-3)		3~5	2,150+344×(学級数-3)
	6~11	2,468+236×(学級数-6)		6~11	3,181+324×(学級数-6)
	12~17	3,881+187×(学級数-12)		12~17	5,129+160×(学級数-12)
	18~	5,000+173×(学級数-18)		18~	6,088+217×(学級数-18)

※特別支援学級を置く場合…(全学級数から特別支援学級数を引いて上記の計算を行い算出した面積)+ (168×特別支援学級数)

※小学校に多目的教室を置く場合…上記の計算を行い算出した面積×1.108 (小人数教室を置く場合は1.18)

※中学校に多目的教室を置く場合…上記の計算を行い算出した面積×1.085 (小人数教室を置く場合は1.105)

○体育館の必要面積（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

小学校	学級数	面積 (m <sup>2</sup> )	中学校	学級数	面積 (m <sup>2</sup> )
		1~10		894	
	11~15	919		18~	1,476
	16~	1,215			

○運動場の必要面積

小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第14号）

中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第15号）

小学校	児童数	面積（㎡）	中学校	生徒数	面積（㎡）
	1～240	2,400		1～240	3,600
241～720	$2,400+10 \times (\text{児童数} - 240)$	241～720	$3,600+10 \times (\text{生徒数}-240)$		
721～	7,200	721～	8,400		

○建設費用

新築＝必要面積（校舎、体育館、武道場）×25万円（国が発表した福岡県の過去5年間の平均RC造建設費単価）+設計費10%

長寿命化改修＝必要面積（校舎、体育館、武道場）×15万円（新築単価×60%）+設計費10%

○維持管理費

<小学校>

小学校6校の維持管理費（燃料費、光熱水費、修繕料、委託料）は、平成25年度から平成29年度までの5年間の年平均6,653万円、1校当たりでは、約1,109万円です。

また、小学校の校地面積153,270㎡より、1㎡当たりの維持管理費は434円です。

<中学校>

中学校4校の維持管理費（燃料費、光熱水費、修繕料、委託料）は、平成25年度から平成29年度までの5年間の年平均3,660万円、1校当たりでは、約915万円です。

また、中学校の校地面積168,316㎡より、1㎡当たりの維持管理費は217円です。

※中間市学校施設長寿命化計画（平成31年3月策定）参照

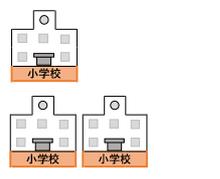
(3) 地域の実情に適した将来に渡って持続可能な学校規模の方向性

将来に渡って持続可能な学校規模という視点で、小学校の学校規模は、赤枠の1校から3校が望ましく、4校については、きめ細やかな指導はできますが、1学年が2学級以下となり将来に渡って持続可能な学級数を確保し続けることができないと考えられます。

将来の学校数 (小学校)	1校あたりの児童数(人) ※2040年推計値から算出			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照	将来の 学校数	将来の学校数ごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の児童数から算出した学級数にて算出		
	児童数計	通常学級	特別支援学級						新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
1	1,586	1,501	85	43	11	58	過大規模校	1校	43.5	26.1	999
2	793	750	43	22	6	31	大規模校	2校 ※2校分	53.6	32.2	1,470
3	529	500	29	15	4	21	適正規模校	3校 ※3校分	63.3	38.1	1,776
4	397	375	22	11	3	15	小規模校	4校 ※4校分	72.8	43.6	1,924

※建設費用及び維持管理費はそれぞれの校数の合計値。

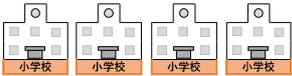
※維持管理費は新学校の必要面積から算出。



- 過大規模校や大規模校となるが、将来に渡って持続可能な学級数を確保できる学校規模
- 限りある財源を子供たちの学びや生活に集中させ、活動の幅を広げることができる学校規模
- 寄り添った教育を行うことができるよう施設設備面や人員配置などの体制確保が必要



- 将来に渡って持続可能な学級数を確保できる学校規模
- きめ細やかな指導ができ、学年全体で子供たちをみるための教員を適正に配置できる学校規模



- きめ細やかな指導ができるが、1学年が2学級以下となり、将来に渡って持続可能な学級数を確保することができない。

また、中学校の学校規模は、赤枠の1校と2校が望ましく、3校については、生徒に寄り添った教育ができますが、1学年3学級を確保できない学年があり、将来に渡って持続可能な学級数を確保し続けることができないと考えられます。

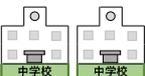
将来の学校数 (中学校)	1校あたりの生徒数(人) ※2040年推計値から算出			1校あたりの 通常学級 ※1学級40人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照	将来の 学校数	将来の学校数ごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の生徒数から算出した学級数にて算出		
	生徒数計	通常学級	特別支援学級						新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
1	845	806	39	21	5	39	大規模校	1校	30.1	18.1	420
2	423	403	20	11	3	20	小規模校	2校 ※2校分	43	25.8	596
3	282	269	13	7	2	14	小規模校	3校 ※3校分	51	30.6	687

※建設費用及び維持管理費はそれぞれの校数の合計値。

※維持管理費は新学校の必要面積から算出。



- 過大規模校や大規模校となるが、将来に渡って持続可能な学級数を確保できる学校規模
- 限りある財源を子供たちの学びや生活に集中させ、活動の幅を広げることができる学校規模
- 寄り添った教育を行うことができるよう施設設備面や人員配置などの体制確保が必要



- 小規模校となるが、将来に渡って持続可能な1学年3学級を確保できる学校規模
- 学年全体で生徒に寄り添い、手厚い教育ができる学校規模



- 生徒に寄り添った教育はできるが、3学級を確保できない学年があり、将来に渡って持続可能な学級数を確保できない

(4) 地域の実情に適した将来に渡って持続可能な学校規模の組み合わせ案

学校規模の組み合わせ案につきましては、子供たちの学び、そして生活を育み、教育の質の向上を図ることができる学校規模を目指し、将来に渡って持続可能な学級数を確保し続けることができる組み合わせ案を検討いたしました。

今後の学校規模の決定にあたっては、将来に渡って持続可能な学校級を確保し続けることができる学校規模を念頭に、国の指標である標準学級にとられることなく、地域の実情に適した学校規模を検討し、学校施設の配置や学校施設再編までのスケジュールなど諸事情を考慮の上、総合的に検討いたします。

■①小学校1校・中学校1校

将来の学校数		1校あたりの児童生徒数(人)			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照	将来の学校数のごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の児童生徒数から算出した学級数にて算出		
①	小学校1校・中学校1校	児童数計	通常学級	特別支援学級					新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
	2021年	1,788	1,692	96	49	12	65	過大規模校	43.5	26.1	999
	2040年	1,586	1,501	85	43	11	58	過大規模校			
	2021年	947	903	44	23	6	45	大規模校	30.1	18.1	420
	2040年	845	806	39	21	5	39	大規模校			
合計									73.6	44.2	1,419

■②小学校2校・中学校1校

将来の学校数		1校あたりの児童生徒数(人)			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照	将来の学校数のごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の児童生徒数から算出した学級数にて算出		
②	小学校2校・中学校1校	児童数計	通常学級	特別支援学級					新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
	2021年	894	846	48	25	6	35	大規模校	53.6	32.2	1,470
	2040年	793	750	43	22	6	31	大規模校			
	2021年	947	903	44	23	6	45	大規模校	30.1	18.1	420
	2040年	845	806	39	21	5	39	大規模校			
合計									83.7	50.3	1,890

■③小学校3校・中学校1校

将来の学校数		1校あたりの児童生徒数(人)			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照	将来の学校数のごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の児童生徒数から算出した学級数にて算出		
③	小学校3校・中学校1校	児童数計	通常学級	特別支援学級					新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
	2021年	596	564	32	17	4	23	適正規模校	63.3	38.1	1,776
	2040年	529	500	29	15	4	21	適正規模校			
	2021年	947	903	44	23	6	45	大規模校	30.1	18.1	420
	2040年	845	806	39	21	5	39	大規模校			
合計									93.4	56.2	2,196

■④小学校2校・中学校2校

将来の学校数		1校あたりの児童生徒数(人)			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照	将来の学校数のごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の児童生徒数から算出した学級数にて算出		
④	小学校2校・中学校2校	児童数計	通常学級	特別支援学級					新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
	2021年	894	846	48	25	6	35	大規模校	53.6	32.2	1,470
	2040年	793	750	43	22	6	31	大規模校			
	2021年	474	452	22	12	3	22	適正規模校	43	25.8	596
	2040年	423	403	20	11	3	20	小規模校			
合計									96.6	58	2,066

■⑤小学校3校・中学校2校

将来の学校数		1校あたりの児童生徒数(人)			1校あたりの 通常学級 ※1学級35人 で試算	1校あたりの 特別支援学級 ※1学級8人 で試算	1校あたりの 教員数(人)	1校あたりの 学校規模 ※国の指標 を参照	将来の学校数のごとの建設費用及び維持管理費の試算 ※2021年学校基本調査の児童生徒数から算出した学級数にて算出		
⑤	小学校3校・中学校2校	児童数計	通常学級	特別支援学級					新築の場合 (億円)	長寿命化の場合 (億円)	維持管理費 (万円)
	2021年	596	564	32	17	4	23	適正規模校	63.3	38.1	1,776
	2040年	529	500	29	15	4	21	適正規模校			
	2021年	474	452	22	12	3	22	適正規模校	43	25.8	596
	2040年	423	403	20	11	3	20	小規模校			
合計									106.3	63.9	2,372

(5) 学校施設再編による目指すべき未来の学校の方向性

学校施設再編による目指すべき未来の学校の方向性として、以下の7つの視点を目指します。

①	学校施設の充実だけでなく、学校全体として適切に教員が配置される教育環境の充実を目指す。
②	これまで培ってきた一人一人に寄り添う教育活動が、新しい環境下でも充分に取り組むことができる教育環境の充実を目指す。
③	ICT教育などの学びや生活環境の変化など、さまざまなニーズに対応できる充実した環境での教育の質の向上を目指す。
④	不登校や学校生活に不安を感じる児童生徒のため、校内適応指導教室や相談室などの施設の充実、専門家による相談体制の充実を目指す。
⑤	諸事情を抱えた児童生徒が、安全安心に登下校できる通学区域の設定、通学方法、充実した支援の体制の構築を目指す。
⑥	特別支援教育が、落ち着いた環境下で実施できるよう施設面及び支援員の充実を目指す。
⑦	学校施設の複合化を視野に地域コミュニティの核としての教育環境の充実を目指す。

## 2 地域の実情に適した学校施設の配置

学校施設の配置については、学校地及びコミュニティ広場などの市有地が想定されますが、今後、市全体のまちづくりを含めた検討が必要不可欠です。そこで、本基本計画においては、令和2年2月に行政内部で検討した「中間市学校施設整備基本計画案」に盛り込まれた箇所の比較検討に留め、学校施設の配置の決定にあたっては、場所の特性や学校建設のための諸条件を検討の上、総合的に判断していくこととします。

### (1) 学校地等の特性からの視点

学校地等	中間小学校	中間北小学校	中間南小学校	中間西小学校	中間東小学校	底井野小学校
用途地域	第一種住居	第二種低層	第一種低層	第一種中高層	第一種低層	第一種中高層 第一種住居
高さ制限	なし	10m	10m	なし	10m	なし
土砂災害警戒・特別警戒区域	なし	※1 あり	なし	なし	なし	なし
浸水想定区域	あり	なし	なし	なし	なし	あり
標高 ※2	4.5m	13.5m	41.9m	17.4m	11.6m	4.1m
敷地面積 ※3	27,066㎡	30,274㎡	25,346㎡	29,116㎡	23,456㎡	16,672㎡
築年数(もっとも古い校舎)※4	46年	42年	48年	43年	44年	51年
学童保育	校舎内	校舎外	校舎外	校舎外	校舎内外	校舎内
校区まちづくり協議会	校舎内	校舎内	校舎内	校舎内	校舎内	敷地外

学校地等	中間中学校	中間北中学校	中間南中学校	中間東中学校	コミュニティ広場
用途地域	第一種住居	第二種低層	第一種中高層	第一種低層	第一種住居
高さ制限	なし	10m	なし	10m	なし
土砂災害警戒・特別警戒区域	なし	あり	なし	なし	なし
浸水想定区域	なし	なし	なし	なし	あり
標高 ※2	16.7m	42.0m	36.3m	31.0m	3.9m
敷地面積 ※3	34,368㎡	51,148㎡	34,921㎡	47,879㎡	39,674㎡
築年数(もっとも古い校舎)※4	50年	46年	37年	46年	—
学童保育	—	—	—	—	—
校区まちづくり協議会	—	—	—	—	—

●●●  
その他の市有地

※1 中間北小学校体育館の一部は、土砂災害警戒区域に含まれるが、法面補強済みのため避難所に指定プール奥側は、土砂災害特別警戒区域に含まれている。

※2 標高は、校舎位置から算出(国土地理院：標高が分かるweb地図参照)

※3 敷地面積は、中間市公立学校施設台帳から参照、コミュニティ広場は、CADデータにて算出。

※4 築年数は、令和3年度基準

## (2) 通学区域からの視点

通学距離については、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令により下記のとおり定められています。その上で、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりすることなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適正な通学距離の基準を設定することが望ましいとされています。

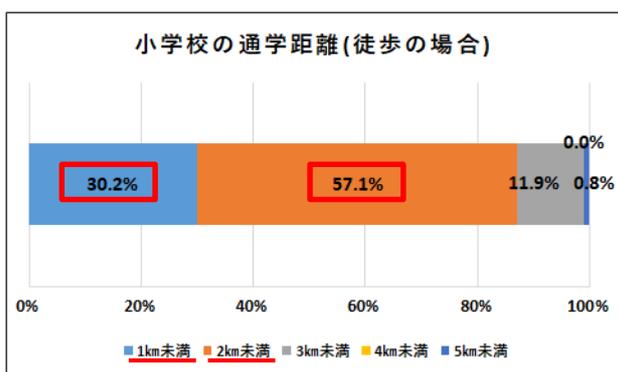
①通学距離 (小学校) 概ね4 km以内 (中学校) 概ね6 km以内

②通学時間 1 時間以内

### ■ 市内小中学校施設等の現状把握に向けた教員アンケート調査結果報告書から小学校及び中学校の通学方法別の通学距離（徒歩の場合）から抜粋

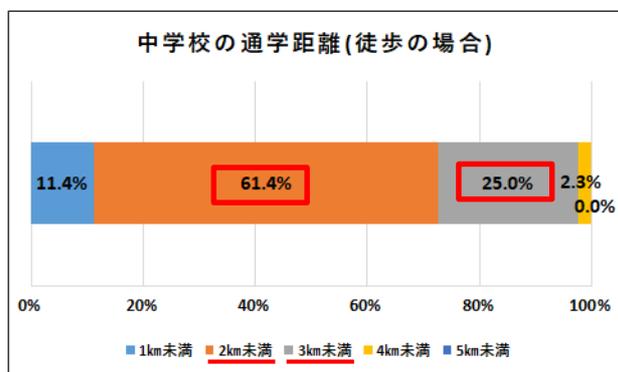
(設問)

小学校及び中学校の通学方法別の適切だと思う通学距離はどのくらいだと思いますか。



(サンプル数)126

2 km未満の割合が57.1%でもっとも高く、続いて1 km未満が30.2%となっている。



(サンプル数)88

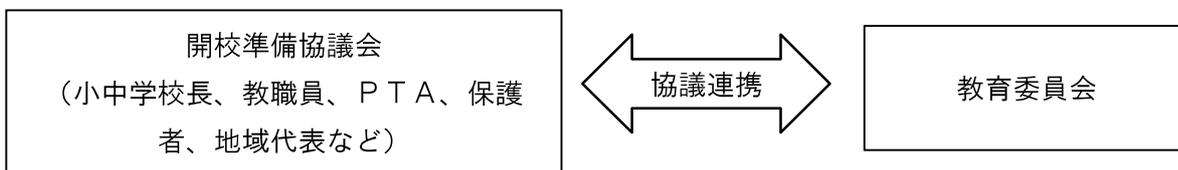
2 km未満の割合が61.4%ともっとも高く、続いて3 km未満が25.0%となっている。

## 第四章 実施体制と学校施設再編までのスケジュール

### 1 実施体制（開校準備協議会の設置）

学校運営は、学校現場の教職員を中心とした、地域や保護者の協力と支援が欠かせません。学校施設再編は、このような地域や保護者の意見や要望を踏まえながら進めていく必要があります。その体制を作るため、学校規模及び学校施設の配置が決定後、「中間市新小中学校開校準備協議会（以下、「開校準備協議会」という。）」を設置します。

開校準備協議会では、基本計画に盛り込まれる再編内容をもとに、開校までに想定される諸問題を洗い出して協議、対策を講じながら、開校後に生じる課題や問題に対応できるよう新たな協力体制を構築していきます。



#### ○再編の課題解決に向けた検討

学校の特色づくり

校名・校歌・校章・制服などの検討

教職員の体制づくり

防犯・防災体制の構築

地域との連携作り など

## 2 学校施設再編までのスケジュール

基本計画（学校規模案）策定後は、次のステップである学校施設の配置の検討を行い、保護者や地域住民のご意見を踏まえ、最終的な学校施設整備方針を決定していくこととなります。

なお、学校施設整備方針の決定後は、開校準備協議会を設置し、開校に向けた検討事案を協議していきながら、校舎などの施設整備や通学路整備などを進めていくこととなります。その際には、保護者や地域住民、学校現場などから意見や要望を取り入れながら、より良い準備や整備を行う必要があるため、一定の期間が必要となります。

課題解決に要する時間などに不確定な部分もありますが、学校施設再編の時期については、以下のように準備期間を想定して、小中学校の開校を目標に事業を進めていきます。

### ■学校施設再編までのスケジュール案

- ①小中学校同時期の学校施設の再編と中学校を先行した学校施設の再編、この2つの点を念頭に検討します。
- ②学校施設再編の決定（学校規模、学校施設の配置）後の翌年から4年後（※設計2年、建設工事2から3年と仮定）の開校を想定します。
- ③学校規模や学校施設の配置の検討に伴う進捗状況や設計、建設工事の進捗状況により、開校日を変更せざるを得ない状況もあることから、学校再編までのスケジュール案については、適時見直しを行います。

#### (1) 小学校・中学校を同時に開校する再編スケジュール案

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学校規模及び学校配置の検討						
基本計画策定 ※学校規模の複数案	学校施設整備方針の決定（予定） ※学校規模・学校配置の決定（予定）	基本設計（小中学校）	実施設計（小中学校）	新小中学校建設（解体造成・建設）工事・運動場造成工事		
県等の許認可交渉		令和9年4月新小中学校開校（目標）				
教員・PTAへの説明	保護者・地域住民への説明・周知		新小中学校開校準備協議会			

- 学校規模や学校施設の配置により、子供たちの学び、生活に支障がないよう配慮する必要があります。
- 学校施設再編後の新しい学校への移設及び子供たちの移動が、円滑に行うことができるよう配慮する必要があります。
- 学校施設再編後の学校数により、建設費用や備品等の費用に加え仮設校舎など、新しい学校づくりに伴う財政面に配慮する必要があります。



## 第五章 学校施設再編の実施に向けた方策

### 1 課題に対する検討

学校施設再編の実施には様々な問題が想定されます。開校準備協議会の意見や要望を踏まえ、より良い教育環境の整備を目指すとともに、児童生徒や保護者の負担や環境変化に配慮した方策を検討していきます。また、説明会やアンケートなどで寄せられた意見や要望についても、課題として取り上げ、具体的な方策を検討します。

#### (1) 再編時の校舎などの施設整備について

再編時の校舎などの整備は、新築や大規模改修、増築に係る費用などを判断材料にしながら、教育ニーズ、地域ニーズを踏まえたより良い施設整備を目指す観点から、施設整備の方法を検討していきます。

#### (2) 通学区域について

従来の通学区域（校区）が大きく変わります。これに伴う児童生徒の環境変化に配慮し、地域や学校における交友関係などのつながりを保つことを理由とした学校選択を許可する経過措置を検討します。

#### (3) 児童生徒の通学について

通学は徒歩を基本としますが、再編によって通学距離が一定以上長くなる児童や生徒については、通学環境が負担の増加につながらないように、スクールバスの導入や自転車通学の認可拡大を検討します。また、その他、既存の公共交通機関の利用や運賃補助などの助成についても検討いたします。

#### (4) 通学路の安全について

通学路については、児童生徒の安全確保のために、警察等関係当局と協議を行い、歩道の確保や防犯灯・防犯カメラの設置、地域見守り隊との協力体制強化などを進めます。

#### (5) 校舎建設中の教育環境について

再編に関係する全ての小中学校の児童生徒が、校舎建設中も引き続き適切な教育を受けることができるよう、教育環境に最大限の配慮を行います。

#### (6) 給食の実施について

現在、中間市では親子方式での給食を実施していますが、校舎等の整備検討に併せて、センター方式または自校調理方式を検討していきます。

#### (7) 学校間の交流

開校時の第2学年と第3学年は、再編前の中学校に在学していた生徒が合流する形になります。生徒や保護者の環境変化に対する不安を和らげ、円滑に学校生活がスタートできるよう、計画的に学校間の交流機会を設けます。

また、特別支援学級に通う児童・生徒については、事前交流の機会を設けるとともに、小学校、中学校の担当教員が連携し、特に慎重な対応ができるよう十分な検討を行います。

#### (8) ICT教育の推進について

ICT教育機器（電子黒板、デジタル教科書、大型モニター、タブレットPC）の有効活用により、「どの児童生徒に対しても分かりやすい授業」や「主体的・協働的な授業スタイル」を実現し、基礎学力の定着及び情報活用能力の育成を目指します。

また、教員の負担を軽減し、子供たちと向き合う時間を増やすため、校務支援システムの導入も検討します。

#### (9) 教職員配置などの配慮

開校時の中学校第3学年については、環境変化への不安を抑えるため、前中学校で同学年に関わりの深かった教員を配置するなどして、進路実現に向けて安心して過ごせるように配慮します。また、開校直後の生徒の不安を解消するため、心理の専門家（スクールカウンセラー）や福祉の専門家（スクールソーシャルワーカー）などによる相談体制の整備を検討します。

さらに、ICT支援員、ALT（外国語指導助手）や生徒指導支援スタッフなどの常駐についても検討します。

#### (10) 部活動の充実について

生徒の意向を事前に調査し、部活動の種類を精査したうえで、体育系、文化系ともに活動を充実させます。また、教員の負担を軽減するとともに、高いレベルで指導が受けられるように、外部指導員の活用も検討します。

#### (11) 学用品について

保護者の負担が過重にならないように、十分に配慮します。

小中学校の制服については、その可否も含め、開校準備協議会においてジェンダーレスに配慮した検討を行います。

#### (12) 新たな協力体制の構築について

保護者や住民間で新たな絆を作り、学校で生じる課題や問題に対応する協力体制を再編後においても構築するため、保護者や地域住民が参画して学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」の導入について、現在小学校区ごとに設置されている「校区まちづくり協議会」との連携を視野に検討を進めます。

#### (13) 跡地の利用について

再編により別途利用ができることとなる学校の校舎及び敷地は、地域振興や本市のまちづくりの視点から、市の施策の方向に沿った活用策を検討します。

# 資料編

## 1 学校施設の状況（数値は全て令和3年度現在）

### 底井野小学校

#### 【校舎】

経過年数 51年

延床面積 3,014㎡

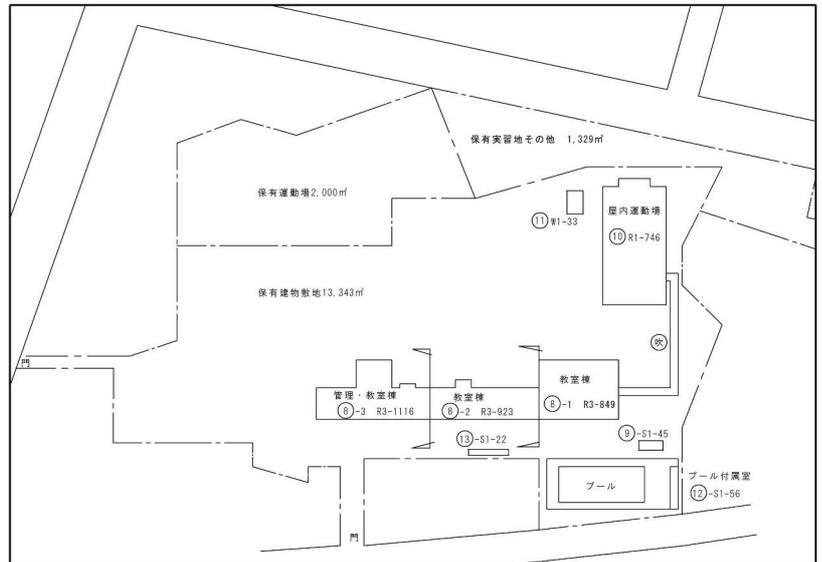
#### 【体育館】

経過年数 37年

延床面積 746㎡

#### 【敷地】

校地面積 16,672㎡



### 中間東小学校

#### 【校舎】

経過年数 44年

延床面積 5,856㎡

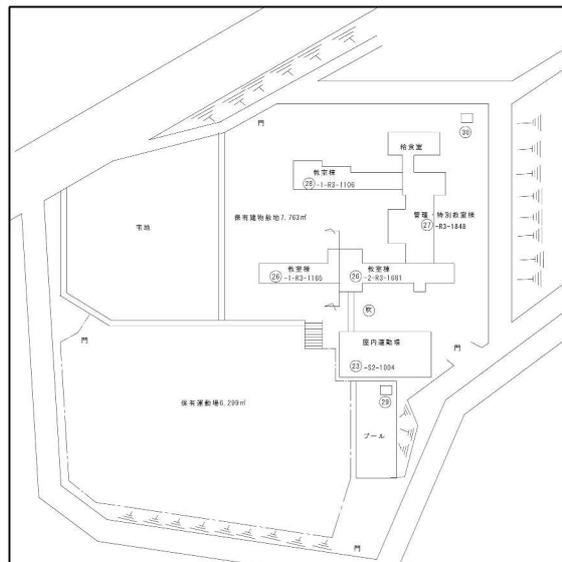
#### 【体育館】

経過年数 50年

延床面積 1,004㎡

#### 【敷地】

校地面積 23,456㎡



### 中間小学校

#### 【校舎】

経過年数 46年

延床面積 5,920㎡

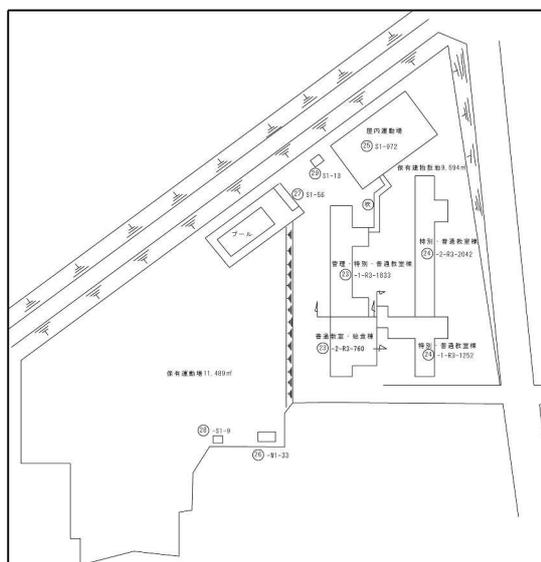
#### 【体育館】

経過年数 42年

延床面積 972㎡

#### 【敷地】

校地面積 27,066㎡





### 中間中学校

【校舎】

経過年数 50年  
 延床面積 4,561 m<sup>2</sup>

【体育館】

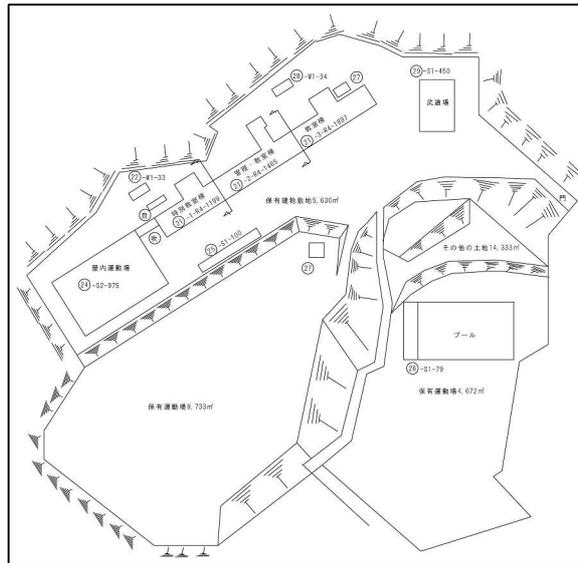
経過年数 43年  
 延床面積 975 m<sup>2</sup>

【武道場】

経過年数 11年  
 延床面積 446 m<sup>2</sup>

【敷地】

校地面積 34,368 m<sup>2</sup>



### 中間北中学校

【校舎】

経過年数 46年  
 延床面積 4,229 m<sup>2</sup>

【体育館】

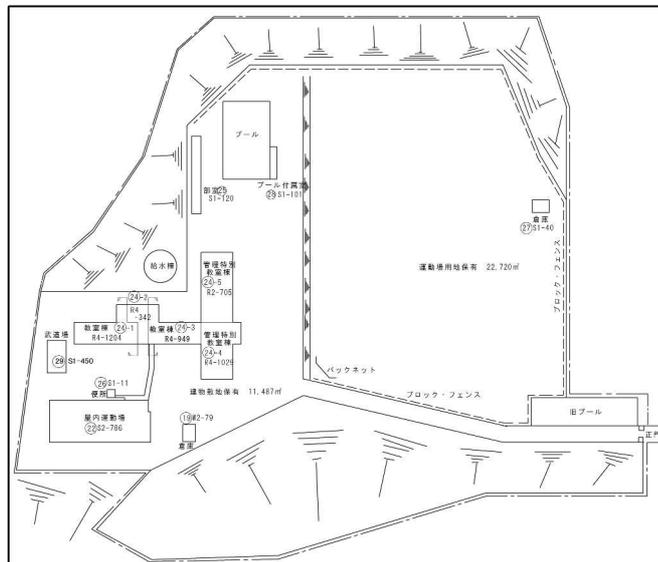
経過年数 52年  
 延床面積 786 m<sup>2</sup>

【武道場】

経過年数 11年  
 延床面積 446 m<sup>2</sup>

【敷地】

校地面積 51,148 m<sup>2</sup>



### 中間東中学校

【校舎】

経過年数 46年  
 延床面積 6,635 m<sup>2</sup>

【体育館】

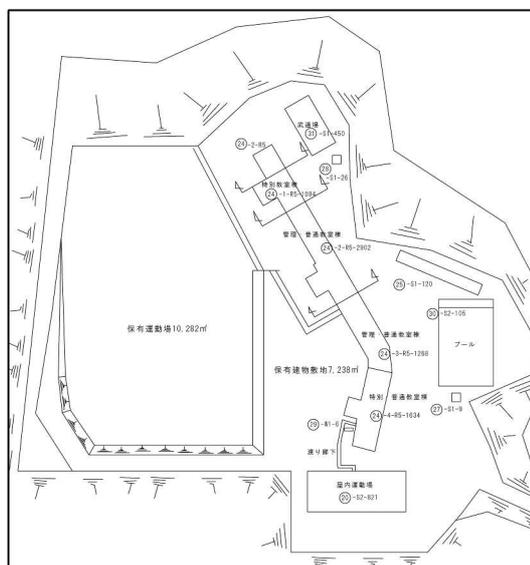
経過年数 51年  
 延床面積 821 m<sup>2</sup>

【武道場】

経過年数 12年  
 延床面積 449 m<sup>2</sup>

【敷地】

校地面積 47,879 m<sup>2</sup>



## 中間南中学校

### 【校舎】

経過年数 37年

延床面積 5,514 m<sup>2</sup>

### 【体育館】

経過年数 38年

延床面積 1,097 m<sup>2</sup>

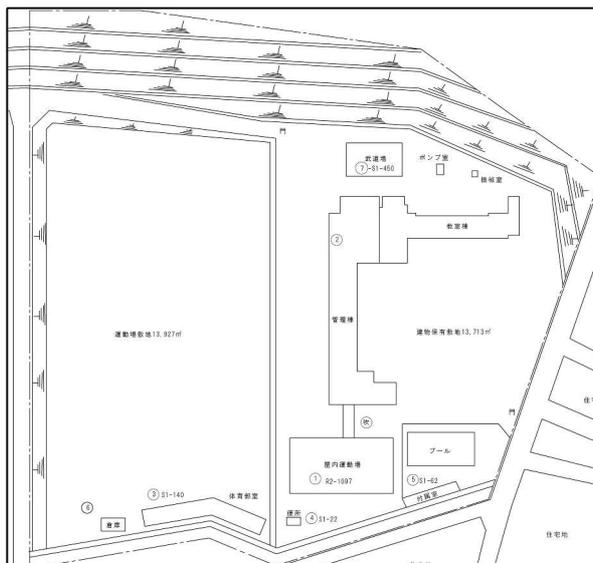
### 【武道場】

経過年数 12年

延床面積 446 m<sup>2</sup>

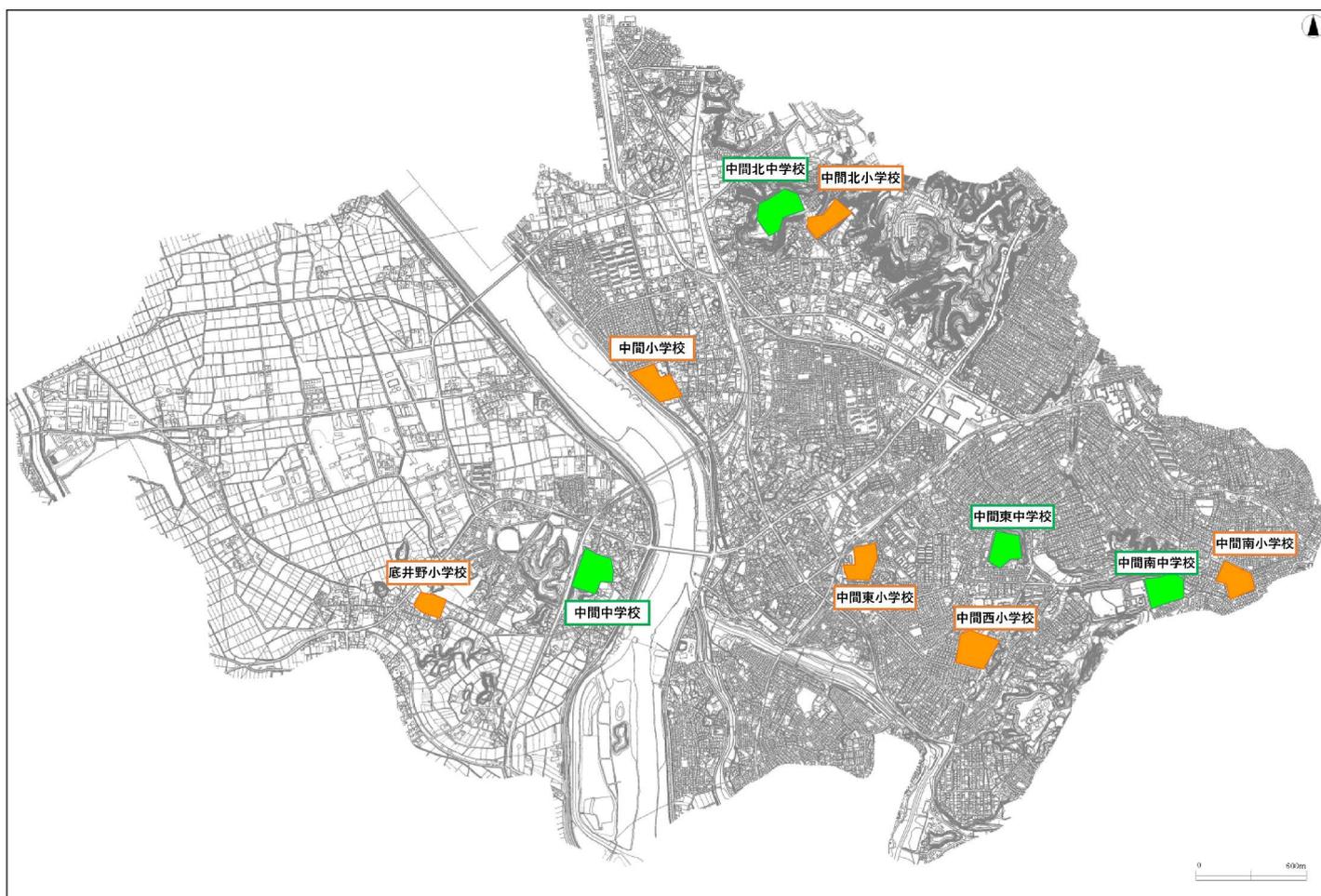
### 【敷地】

校地面積 34,921 m<sup>2</sup>



※延床面積に 200 m<sup>2</sup>以下の建物は除く。

## 2 小中学校位置図



### 3 中間市学校施設再編基本計画策定委員会設置要綱

#### 中間市学校施設再編基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第29条の小学校をいう。)及び中学校(同法第45条の中学校をいう。)の適正配置について検討し、学校教育の充実に向けた基本計画である中間市学校施設再編基本計画を策定するため、中間市学校施設再編基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、中間市学校施設再編基本計画の策定について協議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校PTA代表
- (3) 中学校PTA代表
- (4) 小学校長代表
- (5) 中学校長代表
- (6) 小中学校教員代表
- (7) 地域代表者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による依頼に対する承諾の日から第2条の所掌事務が終了した日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席したときは、報償を支給する。ただし、第3条第2項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる委員を除く。

2 前項の規定により支給する報償は、1回につき、次の表のとおりとする。

委員区分	報償
学識経験者	8,000 円
小学校 P T A 代表	3,000 円
中学校 P T A 代表	3,000 円
地域代表者	3,000 円
第3条第2項第9号に掲げる者	3,000 円

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育部教育施設課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、中間市学校施設再編基本計画を策定したときは、廃止するものとする。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集する。

# 中間市学校施設再編基本計画

令和4年4月

発行者：中間市教育委員会 教育施設課  
〒809-8501 住所：福岡県中間市中間一丁目1番1号  
直通：093-246-6221 FAX：093-244-1384  
E-mail：kyoikushisetsuka@city.nakama.lg.jp